

懸賞SA 解答 2023年 3月号

問1 正解④ 判例は、憲法第3章に定める「国民の権利及び義務」の各条項について、性質上可能な限り、内国の法人に対しても適用されるべきであるとしている（最大判昭45.6.24）。

問2 正解③ 緊急事態の布告は、国家公安委員会の勧告に基づき、内閣総理大臣が全国又は一部の地域について発するものである（警察法71条1項）。

問3 正解② 単純逃走罪の主体は、「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」である。この点、逮捕は「裁判の執行」ではないことから、逮捕留置中の被疑者は単純逃走罪の主体とはならず、同罪は成立しない。

問4 正解① 告発とは、告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいう。

問5 正解⑤ 厳しい環境下における職務執行に耐え得る強靱な体力と旺盛な気力を保持することは重要であるものの、体調の悪いときは体育訓練を行わない。また、当直勤務明けのときも体育訓練を行わないことに留意する。

問6 正解⑤ 利殖勧誘事犯については、捜査の結果、詐欺罪が成立することとなる場合も少なくないことから、金融商品取引法や出資法等の適用にとどまることなく、法定刑の重い刑法上の詐欺罪や組織的犯罪処罰法に規定された組織的詐欺罪を適用し、厳正な科刑の実現や犯罪収益の剥奪に努める。

問7 正解③ 捜索を行った場合については、捜索の状況を明らかにした捜索調書（被疑者捜索調書を含む。）を作成しなければならないものとされている（犯罪捜査規範149条1項）。

問8 正解① ひき逃げ事件は、違反態様に個人的特徴が見出しにくいことから、手口及び前科者からの割出しが困難であるという特殊性がある。また、ひき逃げ事件は、車両による犯罪であることから、犯人がそのまま車両で逃走に及ぶこととなり、短時間で長距離の逃走を実現させてしまうため、現場付近の捜査及び逃走経路の捜査が困難であるという特殊性もある。

問9 正解② 重要防護対象に対する不法事案は、軽微なものであっても、対象によっては、国民生活に重大な支障を及ぼし、政治的・社会的混乱を招くだけでなく、国家の威信を損ない、場合によっては国際問題に発展する可能性もあることから、重要防護対象に対する警戒警備は極めて重要であることを銘記しておかなければならない。

問10 正解④ 管区警察局は、東北管区警察局、関東管区警察局、中部管区警察局、近畿管区警察局、中国四国管区警察局、九州管区警察局の6つであり、東海管区警察局は設置されていない。なお、管区警察局は、警察庁の地方機関として、警察法30条に基づいて設置されている。